

第8回堺市・美原町合併協議会会議録

日 時 平成16年1月28日（水）
会 場 堺商工会議所会館（2階 大会議室）
開 会 午後1時02分開会
閉 会 午後3時24分閉会

○出席委員等（31名）

会 長	米 原 淳七郎								
副会長	木 原 敬 介				高 岡 寛				
委 員	内 原 達 夫	栗 駒 栄 一	野 田 博	筒 居 修 三					
	高 岸 利 之	中 村 勝	米 谷 文 克	池 田 貢					
	中 井 國 芳	小 郷 一	服 部 正 光	池 田 範 行					
	菅 原 隆 昌	奥 野 新太郎	肥 田 勝 秀	井 上 敏					
	津 塩 壽 郎	中 尾 良 和	奥 田 ひろ子	高 島 正 一					
	長 田 光 之	槇 峯 正 一	田 中 昭 二	西 原 広 好					
	山 口 典 子		平 野 紀代子	松 岡 義 典					
			宮 原 嘉 徳						

○堺市・美原町合併協議会事務局出席員

吉 田 幸 男	倉 宏 二
吉 田 景 司	藤 田 卓 也
山 岡 一 夫	光 齋 かおり
比 嘉 宏 幸	増 田 宣 典
北 口 雅 章	小 走 伸 吾
三 浦 直 子	吉 野 昭 平

第8回堺市・美原町合併協議会 次第

1 開 会

2 協議事項

(1) 協定項目関係

協議第20号 各種協定項目の取扱い〔その4〕（案）

協議第21号 各種協定項目の取扱い〔その5〕（案）

協定項目 5、9、12、13、14、16、17、18、24

(2) 市町村建設計画関係

協議第19号 市町村建設計画（案）

3 報告事項

(1) 堺市行財政改革計画（改定素案）及び堺市財政収支の10か年試算（普通会計）について

(2) 報告第12号 堺市・美原町合併協議会幹事会設置規程の一部を改正する規程

4 閉 会

○午後 1 時 2 分開会

○吉田事務局長 恐れ入ります。定刻を少し回りましたんですが、ただいまから第 8 回堺市・美原町合併協議会を開会いたします。

まず、本日の会議資料のご確認をいただきたいと思います。最初に、A 4 縦 1 枚もので第 8 回堺市・美原町合併協議会次第がございます。続きまして第 8 回堺市・美原町合併協議会議案書がございます。こちらが本日の協議事項並びに報告事項の議案書でございます。委員さん方につきましては、赤色のインデックスで 1 から 3 でお示ししてございます。もう一つが第 8 回堺市・美原町合併協議会関係資料というタイトルで、参考資料 1 から 4 までをつづったものでございます。委員さん方につきましては、青色のインデックスで資料番号をつけてございます。以上でございます。

いつも最初、冒頭に言わせていただいておりますが、報道関係のカメラ撮りにつきましては、本日最初の協議事項の説明までとさせていただきますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、会議の議長につきましては会長にお願いすることとなっておりますので、これ以降の議事進行につきまして、米原会長、よろしくお願い申し上げます。

○米原会長 ただいまから第 8 回の合併協議会を始めさせていただきます。

委員の皆様には、第 8 回の合併協議会に、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。本日は、各種の協定項目や市町村計画などのご協議をいただきますが、ご出席の皆様には、積極的なご意見をお願いいたしますとともに、円滑な協議会の運営につきまして、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

まず、本日の会議でございますが、お 2 人の委員の方のご欠席がありますが、定足数を満たしておりまして、有効に成立しておりますことをまず申し上げさせていただきます。

また、会議録の署名につきましては、高岸利之委員さんと筒居修三委員さんのお 2 人をお願いいたしますので、どうかご承認くださいますようお願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、お手元の第 8 回堺市・美原町合併協議会次第に基づきまして議事を進めさせていただきます。

本日は協議事項が 3 件と報告事項が 2 件でございます。

まず最初に、協議第 20 号の「各種協定項目の取扱い〔その 4〕（案）」を議題といたします。

本件につきましては、前回にご提案をしたものでございますので、今回、ご承認をいただきたいと存じております。

それでは、事務局から説明をいたしますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○吉田事務局長 それでは、事務局の方からご説明申し上げます。

「各種協定項目の取扱い〔その 4〕（案）」の案につきましては、今、会長さんの方から

ありましたように、先般の１２月の第７回協議会におきましてご提案申し上げたものでございます。主な内容につきましては、建設工事等指名競争入札業者の選定事務などの契約関係、それから地域活動や自治会、区長会等にかかわるもの並びに南河内清掃施設組合等の一部事務組合関係、上下水道の工事契約、大阪狭山市・美原町共同水質検査センターなど、トータル１０８件のご提案をさせていただきました。

なお、委員の皆様からは、特にその後事務局の方にはご質問、ご意見等は届いておりませんが、事務局といたしましては、当初提案どおりで内容の修正等はございません。

以上、よろしくご承認いただければということでございます。

それでは、恐れ入りますが、報道関係のカメラにつきましては、これまでということにさせていただきますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

○米原会長 事務局からの説明が終わりましたので、本件についてご意見がおありの方のご質問をお聞きしたいと思います。どなたかいらっしゃいませんか。

（「なし」という声あり）

特にご意見はないようでございますので、これを原案どおり決定させていただくということとでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしの方が多数ということで、原案のとおり決定させていただくことにいたします。どうもありがとうございました。

次に、協議第２１号の「各種協定項目の取扱い〔その５〕（案）」を議題といたします。

本件につきましては、本日、事務局の方からご説明をしていただき、委員の皆様方のご意見をいただき、次回にご承認をしていただければと思っております。

そこで、まず、ただいまから内容について事務局の方からご説明していただきたいと思いますので、事務局の方、どうかよろしくお願いいたします。

○吉田事務局長 それでは、協議第２１号「各種協定項目の取扱い〔その５〕」につきましてご説明の方をさせていただきます。

それでは、議案書の方の、委員の方は赤でインデックスを付しておる１をごらんいただきたいと思います。右肩に協議第２１号と記した資料でございます。

初めに、１－１ページから１－１４ページまでにつきましては、企画財務専門部会におけるご提案でございます。様式２が４件、様式１が３９件となっております。それでは、随時ご説明の方、させていただきます。

まず、１－１ページ、財産及び公の施設の取扱いでございます。ごらんいただきまして、調整の内容といたしましては、「美原町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。」としてございます。現況欄には、公有財産等の目録を記してございます。

続いて1－2ページから1－4ページまででございますが、地方公営企業の資産等といたしまして、水道事業、下水道事業、病院事業の貸借対照表を簡略化したものを記してございます。

続いて1－5ページでございますが、基金の関係でございます。調整の内容のところをごらんいただきたいと思います。が、「美原町の基金は、すべて新市に引き継ぐ。ただし、合併を機に美原地域のまちづくりのための基金新設等を行う。」としてございます。

それから1－6ページでございますが、地区共有財産につきましてのご提案でございます。調整の内容欄でございますが、「原則として堺市制度に合わせるが、納付金の率については、5年を目途に新市において調整する。」としてございます。それらの細目につきましては、右の調整の具体的な内容欄に記載のとおりでございます。

それでは、次に1－7ページでございますが、公金事務の取扱金融機関についてのご提案でございます。公金の取扱金融機関等につきましては、両市町で異なっておりますが、調整の方針といたしましては、現行の堺市の指定金融機関を指定するほか、その他についても原則として堺市制度に合わせることでございます。

続いて1－8から1－14ページにつきましては財政関係等についての様式1でのご提案でございます。

それでは、続きまして2－1ページから2－11ページまででございますが、総務・人事・防災専門部会におけるご提案となっております。様式2が4件、様式1が49件となっております。

それでは、2－1ページをごらんいただきたいと思います。一般職の職員の身分の取扱いでございます。様式2でご提案をさせていただいております。調整の内容につきましては、内容欄をごらんいただきますと、「美原町の一般職の職員は、堺市の職員として引き継ぐものとする。ただし、美原町の消防機関の職員の引き継ぎ手法については、合併までに調整する。職員数については、新たに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、堺市の一般職の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとし、その細目は両市町の長が別に協議して定める。」としてございます。現況欄につきましては、1ページ目は定数と職名別の職員数等、2ページ目は職種別の職員数、3ページ目は給料関係を載せてございます。人事の関係でございます。

続いて2－4ページでございますが、条例・規則の取扱いでございます。条例・規則につきましては、原則として堺市の条例規則を適用することとなりますが、各種協定項目の協議結果を踏まえ、整備を行うという調整内容でございます。

続いて2－5ページ、組織・機構の取扱いでございます。調整内容でございますが、「現在の美原町役場については、堺市の現行支所行政制度に合わせ、美原町域を所管する支所とし、将来の区の設置を念頭に、新市建設計画に位置付けられる役割、機能及び各種協定項目

の調整結果を踏まえ、円滑な行政運営が図られるよう整備する。」としてございます。また、別紙といたしまして、堺市と美原町の現行の組織・機構図を添付してございます。これが組織・機構の取扱いでございます。

続いて２－６ページでございますが、消防の組織・機構でございます。調整内容でございますが、「本部体制を堺市高石市消防組合消防本部に統合、消防署の体制も堺市高石市消防組合の消防署体制に整合する。」としてございます。

それから、２－７ページからは様式１でのご提案でございます。２－８から２－１１は人事関係、２－１２は消防の人事関係でございます。

続きまして８－１ページから８－６ページ、恐れ入ります。順次読み上げてございまして、申しわけございません。上下水道専門部会の提案でございます。様式２が５件、様式１が２件となっております。

まず、８－１ページでございますが、下水道関係の一部事務組合の取扱いといたしまして、大和川下流域下水道組合、これにつきまして記載してございます。現在、堺市、美原町とも加入しておりますので、新市においても継続して加入するという調整内容でございます。

続いて８－２ページ及び８－３ページでございますが、上水道関係の事務事業で総合窓口業務、それから水道事業の公金出納事務でございます。総合窓口業務につきましては、「堺市の例に合わせる。」としてございます。水道事業の公金出納事務につきましては、１－７ページにもございます市長部局の調整内容と整合を図ってございます。

続きまして８－４ページでございますが、下水道事業の公金出納事務につきましても同様でございます。

それから８－５ページ、これは上水道関係の口座振替業務でございます。

それから８－６ページでございますが、同じく上水道関係の様式１でのご提案でございます。これが上下水道の専門部会でございます。

続きまして９－１ページと９－２ページでございますが、教育専門部会におけるご提案ということで教育委員会の組織・機構、人事関係についてご提案をさせていただいてございます。様式１のみで７件がご提案でございます。

続きまして１０－１ページ、議会・行政委員会専門部会におけるご提案でございます。様式１のみで１件となっておりますが、農業委員会の選挙区の関係でございます。

以上が今回提案いたします内容でございます。様式１で９８件、それから様式２で１３件、トータル１１１件の今回のご提案になります。協定項目の取扱いにつきましては、前回の協議会までで提案されました項目の件数並びに今ご説明申し上げました今回のご提案いたします件数、合わせまして３，９８５件になります。全体では９８．６％ということで、ほぼ、残すところ５０数件残すところになってまいりました。

以上が提案の説明でございます。以上でございます。

○米原会長 どうもありがとうございました。ただいま事務局から種々ご説明がございましたけども、これにつきまして、ご質問、またご意見等がございましたら、お聞きしたいと思います。

○筒居委員 美原町の筒居であります。２－５ページの組織・機構の取扱い、この部分について意見を述べたいというふうに思います。

美原町が堺市を合併協議の相手先に選んだ一番の理由は、合併して政令指定都市になれば、国や府並みの権限を持つことができる。また、高度で専門的かつ迅速な行政対応が実現すると同時に、区制を施行することによって、きめ細かな行政サービスと地域コミュニティの維持が図れるからであると思っております。

堺市との協議において、さきの任意合併協議会では、美原町が示した重要課題１１項目の中で、政令指定都市の移行と美原区の設置を示し、美原町の意向を最大限尊重する旨の回答をいただいております。また、本合併協議会におきましても、美原区の設置を実現することは、全委員の総意であると言っても過言ではなかろうと思っております。このような経過を踏まえ、今日の協議に至っております。

そこで、この調整の内容のところでありますけども、その調整の内容のところで、２－５のところで、現在の美原町役場については、堺市の現行支所行政制度に合わせて美原町域を所管する支所とするというところでありますけども、美原区の今の表記では、美原区を設置する趣旨が十分に読み取ることができませんので、その箇所を現在の美原町役場については、その後のところに、政令指定都市に移行し、美原区を設置するまではという言葉を入れていただいて、堺市の現行支所いうところに、現行支所行政制度に合わせ、美原町域を所管する支所とする。このようにしていただきたい。また、その次の２行目のところにも、当該支所の組織及び機構については、将来のことはありますけども、ここのところを美原区、将来の美原区というように訂正をお願いしたい、このように考えております。

ただし、支所や区役所制度のあり方、具体的な権限、自治制度の仕組みなどを我々委員だけではなく、住民の皆さんももう少しイメージがわくような、現在の支所の体制がどういうもので、それらのモデル的役割を担うとすれば、具体的にどのような機能や権限があり、組織体制が築かれるのか。できれば、今回の協議会でも結構でありますので、その辺のところを、もう少し詳しく出してほしいと思っております。そうすれば、今以上に合併に対する皆さんの合意が得られるものであると、このように考えております。その点よろしく願いをいたします。以上であります。

○米原会長 どうもありがとうございました。大変ごもっともなご意見と私は思いますが、ただいまのご発言につきまして、事務局の方から、まず、それに関連したご発言をいただきまして、それからまた後、この中の委員さん方で付言したいこと等がおありでしたら、また、それをお聞きするというふうにいたしたいと思っております。

まず、事務局の方からご発言をお願いいたします。

○吉田事務局長 貴重なご意見をいただきまして、美原支所が堺市の現在の支所以外にどのような機能・役割を持つのかとか、いろんな今後検討材料はたくさんあるかと思いますが、組織体制の基本をどうするか等につきましても、今後、検討を重ねていきまして、お示しができる段階でご説明してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○米原会長 ほかに何かご質問等がありませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

ないようでありましたら、ただいまの簡居委員さんのご意見に従って、また、事務局の方で、いろいろお考えを、この協議の内容の中に盛り込んでいただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○米谷委員 「各種協定項目の取扱い〔その５〕」の１－５、基金管理事務について質問いたします。

調整内容につきましては、美原町の基金はすべて新市に引き継ぐ。ただし、合併を機に美原地域のまちづくりのための基金新設等を行うとなっておりますが、今の状況の中で、この基金新設をする基金についての額等について、いかほどになっておるのか。また、まちづくりのための基金となっておりますけれども、具体的用途はどうなっているのか、この点についてお答え願いたいと思います。

○米原会長 事務局の方、お願いいたします。

○野田委員 今の米谷委員さんの質問について、私の方から、美原町の野田でございますけれども、ご説明させていただきたいと思います。

これにつきましては、私どもも堺市との間でいろいろと協議をさせていただきまして、このような結果になってきているというのが実態でございます。その中で、金額につきましては、今のところは、ちょっと明確に申し上げることはできないわけでございます。といいますのは、今現在、私どもも当初予算にかかっておる段階でございますので、この収支が今の段階では、ちょっと明確化できませんので、その点だけはひとつお許しをいただきたいと思います。

項目につきましては、ここにも明記させていただいておりますように、財政調整基金、それから減債基金、それから建設事業基金、これらについて集約をさせていただいて、美原町の振興基金というような格好に改めをさせていただいて、その中で活用を考えておるところでございます。その具体的な規定云々につきましては、まだ今のところ、検討中でございますので、明らかになった時点におきまして明確にお答えをさせていただきたいと、このように思っておりますので、ひとつよろしく願いを申し上げます。

○米谷委員 美原町の中で、この基金の問題が非常に話題にもなっておりますし、それと美原町が行いました地域愛創造支援事業ということで、各地区からいろいろとまちづくりの要望

が聴取しております。119項目に上るものでなっておりますけども、これから堺市との、もし合併が決まれば、これらのまちづくりの問題について具体的に課題が進んでいくわけですが、そういう中で、今現在、平成14年度末の積み立て総額が約70億円近くあるわけですが、これがどのように変わっていくかということは、やはり我々美原町住民の注目とするべきことでありますし、また、住民の方々から聴取しました地域愛創造支援事業がどう具体的に実現していくかということにも興味のある問題であります。そういう点から、この点については、早急に明確にさせていただきたいというふうに思っております。

それからもう1点は、特例債の中で250億の特例債を市町村建設計画に使うということになっておりますが、この特例債で基金の積み立てができるということになっておりますけども、これらについて、このことについては、どうお考えを持っておられるのか、これについても、もし、今の時点で考えておられることがありましたら、お答え願いたいと思います。

○米原会長 ありがとうございます。事務局の方で、ただいまのご質問に対して何かお答えできることがあればお答えしていただきたいと思います。

財政局長さんからお答えがあるそうでございます。

○田中堺市財政局長 堺市の財政局長の田中でございます。今の点につきましては、おっしゃるように40億のですね、堺市と美原町が合併すれば40億の新たな基金の創設ということが国でも認められておりますので、それは創設するということで考えております。先般お示ししております財政計画にも、それは40億創設するということの計算をさせていただいて出させていただいております。具体的なその基金をどのような形で創設をしていくのかという細かいことにつきましては、今後、新市で検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○米谷委員 次に、事務事業の調整内容についてでございますが、今回の協定項目の中にも1-7の地区共有財産の問題につきましても、5年を目途にということが書かれております。今までの協定項目がその4まで出てまいりました。その中に書いております調整内容というのは、5年間は美原町制度を存続する。それ以降については新市において調整するとか、また、5年後を目途に堺市の例に合わせる。または新市で調整する。当面は美原町の制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。美原町制度を存続、新市においては速やかに再編する。このような調整内容の表現がいろいろと出ております。このような内容を見てもみると、なかなか住民の方には納得できない調整内容となっておると思いますので、この際、この言葉の定義については明確にさせていただくことを希望しますので、ぜひ調整を図って、わかりやすいものにしていただくことを要望いたします。

○米原会長 ただいまお聞きのようなご要望を米谷委員さんからいただきましたが、ご要望はお聞きして検討しますというようなことのようにです。

それ以外に何かご発言ありませんでしょうか。

○高島委員 実は、2－5の組織のことなんですが、いろいろと各論、大体大詰めに入ってきている中で、基本的に合併をもとにいろいろなことが調整内容として出てきておりますが、その合併後ということは17年3月からということになるんでしょうが、審議会制度というのを当初に出されておりますね。審議会制度は、いわゆる合併が正しく当初、我々協議が積み重ねられた中で正しくそれが遂行されているかどうかということを見ながら、その中で、これは、だからこの組織図の中に入るのかどうか、私ちょっとわかりません。わかりませんが、組織図の外にでも結構でございますから、その審議会制度というのは、事務局、また別の機会に出てきますか。

○吉田事務局長 次回、出てきます。

○高島委員 次回に出てきますか、それなら結構です。それがきちっと明示されておらずと、私ら、通り一遍で、一応1カ月間のまた質問、意見等を言える期間はあるわけですが、大変重要なことになりますので、必ずどこかで出てきますね、それなら結構です。ありがとうございます。

○米原会長 どうもありがとうございました。いろいろとご意見をいただきましたので、これらのご意見を踏まえまして、協議第21号につきましては、次回で協議、ご承認をいただけたらというふうに思っております。これでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございます。それでは、次に協議第19号の「市町村建設計画（案）」を議題といたします。

事務局からご説明をしていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

○吉田事務局長 それでは、協議第19号「市町村建設計画（案）」についてご説明をいたします。

議案書に赤のインデックスで委員さん方にはお示ししている2をごらんいただきたいと思います。右肩に協議第19号としている「市町村建設計画（案）」、「堺市・美原町合併新市建設計画」でございます。

「市町村建設計画（案）」につきましては、前回までの協議会におきまして「市町村建設計画（案）」、それからパブリックコメントの意見一覧をお示したところでございます。両者に関しますご意見、それから基本的な考え方につきましては、お手元の関係資料の資料1「第7回合併協議会における委員からの意見とそれに対する考え方」と。恐れ入ります。関係資料の資料1でございますが、そこにお示しをさせていただいてございます。前回、委員さんからのご意見として、こういう内容でご意見がございました。前々から協議会としての考え方につきましては、右にお示しをさせていただいているようなお答えをさせていただいておりますので、ごらんいただきたいというふうに考えております。

それでは、続きまして資料2「市町村建設計画パブリックコメント意見概要」というのが

その次にあろうかと思えます。前回、パブリックコメント意見概要回答（案）というのを前回もお示しをさせていただきまして、その時点修正でございますが、資料２の、今申し上げましたパブリックコメント意見概要の４ページ、恐れ入ります。資料の４ページでございますが、ここにパブリックコメントの結果といたしまして、４ページ、１０ページに網かけをいたしました２カ所の修正をしてございます。あくまでも、本日、後ほど報告をいたします堺市財政計画等についての関係で時点修正をしておるということでございまして、本日のこの市町村建設計画のご承認をもちまして、パブリックコメントにつきましては、結果につきまして、合併協議会のホームページ、当然掲載するわけでございますが、両市町の情報コーナー等にも配架をいたしまして、公表をさせていただく予定でございます。

なお、市町村建設計画につきましては、大阪府事業といたしまして、主な事業計画の欄外に大阪府事業についての説明をさせていただいております、市町村建設計画の２１ページをごらんいただきたいと思えます。委員の方には赤のインデックス２でございますが、合併新市建設計画の２１ページでございます。今申し上げましたように、大阪府事業につきましては、主な事業計画の欄外に※印をつけてございまして、「府事業」については、今後、大阪府と協議を行うこととしていきますと書かせていただいておりますが、ここにお示しさせていただいておりますように、大阪府との事前調整を踏まえまして、下線で示しております「府事業」については、今後、大阪府と具体的に協議を行います。文章に修正をさせていただいております。これは、続いて２５ページ、それから２７ページにも同様の記載がございましたので、この部分につきましては修正をさせていただいております。

以上が市町村建設計画についてのご説明でございますが、今後、大阪府との正式協議を行ってまいります予定でございます。本日、ご承認をいただきたいという考えでございます。なお、正式協議が整いまして、計画策定が終了いたしましたら、その結果につきましては、改めてご報告を申し上げたいというふうに考えてございます。本日は、市町村建設計画については、この状況でご承認をいただきたいというご提案でございます。以上でございます。

○米原会長　ありがとうございます。ただいまの事務局のご説明に対してご質問ございませんか。

○池田貢委員　美原町の池田貢です。ただいまの堺市・美原町合併新市建設計画につきましては、基本的なまちづくりの方針を総花的に述べておられますので、ここに賛意を表しておきたいと思えます。

それで、ここに書かれております内容を、やはり町も市も含めまして真剣に取り組むようにしていきたいと思えますし、議員としましても、真剣に取り組んでいきたいと思っておりますが、それで、できる限り、ここに書いております内容に向けて、全堺市、全市挙げて取り組んでいっていただくようお願いしておきたいと思えます。

それとつけ加えますと、あと、もう皆さんがよくご存じのように、美原の西の地域からは

南海高野線及び地下鉄の路線は、それほど遠い距離ではないんですが、美原中央部あるいは美原の東の地域から堺市中央部及び南海高野線あるいは地下鉄の路線に行くには、バスの利用も地域によっては可能なところもありますけれども、多くは自動車での移動に頼らざるを得ないのが実情であります。以前から、この協議会でも意見として出ておりますが、本日の計画案の24ページにも若干記載されておるんですけれども、堺市と美原地域を結び、本当に堺市と美原地域が一体となるためには、交通の利便性の向上が何よりも必要不可欠でありますので、そこで真剣にやはり美原に鉄道を延伸することを考えていただくとともに、公共交通機関のバスの利便性の向上ももう一度深く要望しておきたいと思います。

それと、合併となった場合、時期を経て政令指定都市となり、区制がしかれるものと私、認識しておりますが、それと美原区の設置は了解いただいているものと認識しておりますが、そうしますと、現行の東支所の東側に美原区があることになってまいりますので、気が早いかもしれませんが、東支所が東区という名称になった場合は、東区の東に美原区があるという、ちょっと名称的に不自然なことになりますので、そこで提案させていただきたいんですけれども、将来的に東西南北の名前を区というような名前にするような記号的な名称ではなく、美原区以外にも堺の中世からの歴史と文化をほうふつとさせる区の名称をつけるのが、その区に住む人にも、あるいは地元への愛着が増して、ひいては堺市全体の文化の向上に結びつくことがあると思いますので、区名につきまして、公募をするなり、地元アンケートをとるなりしまして、歴史文化を感じさせる堺市の、これは堺市の区の名称だということをほうふつとさせるような名前をつけられることを要望いたしておきたいと思います。

それと会長さん、恐縮なんですけど、私、きのうからちょっと風邪で高熱が出ておりまして、きょう、合併協議会ということで大事な会議ですので、出させてもらったんですけれども、皆さんにうつしても恐縮ですので、もし定足数が満たされておりましたら、ちょっと今の要望に対する回答を事務局からいただいた後、ちょっと退室させていただけたらと存じますが、よろしくお願いいたします。

○米原会長 定足数は満たしておりますので、ご要望に沿いたいと思います。

じゃあ、事務局の方から、ただいまの池田委員さんからの、ご意見、ご質問等に何かつけ加えてご回答をいただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○吉田事務局長 鉄道問題につきましては、以前の協議会の中でもいろいろとご発言いただいておりますので、今のご要望につきましても、当然、新市において検討していくということで、それと以前、美原町さんからいただいております重点11項目の中にもそういう記載があったように聞いてございますので、今後、十分にその部分についても検討するということになるかと思っております。

それから、区の名称でございますが、これは当然指定都市に移行する際に、いろんな形で名称だけじゃなしに、全体につきましてのまたご協議、ご調整が必要かと思っておりますので、そ

の際には、今いただきました貴重なご意見をご参考にさせていただきますして、また、調整の方もしていくようになるかと思います。以上でご説明終わらせていただきます。

○米原会長 ありがとうございます。では、池田貢委員さん、本日はお体の悪い中、ご出席いただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、ただいま議論していただいております協議第19号の「市町村建設計画（案）」につきまして、ほかに何かご意見等ございませんか。

○米谷委員 市町村計画の事業の問題について、ちょっと意見を述べさせていただきます。

まず、以前も言いましたように、美原町の地域のまちづくりの問題でございますけども、住民アンケート等で示されておりますように、まちづくりの不安が64%あると。この住民の不安を解消することがまず大事でありますし、美原町の地区説明会の中でも、こうした問題がたくさん出されております。そういう点から、住民の皆さんの意見の中にあるのは、美原新拠点の整備、これも考えられることであるが、まず、優先しなければならない課題は、住民の皆さんの身近な事業の実現、住民の暮らしの基盤整備がまず優先されるべきだと、この点をまちづくりの基本方針にすべきだという意見ということがございます。これにつきましては、以前にお答えもいただいて、数字を丸ということをやっておりますけれども、このことをぜひともまず考えていただきたい。このことが1点でございます。

それから、同じく事務事業に関しての問題ですけども、この美原新拠点整備でシンボルゾーンの形成を図る、集客力の高いゾーンとする。こういうことが書かれておるわけですが、美原町も小さな町の中で、余部の商店街を初め、小さな商店街が各地に点在をしているわけでありまして、こういう人口の少ない範囲の中において、非常に新拠点整備によって、これらの商店街の振興が図られないわけでございます。これらについてもどうするかということについても明らかにしていただきたいし、これらについて十分判断できるようにやっていただきたいというふうに思っております。

それから、財政計画の問題について質問を行いたいわけですが、要望しております平成17年度から26年度までの堺市の普通会計の財政試算が明記されました。ようやく出てきたなということでございますけども、この財政計画を見て、そして、この作成の基準というのは、堺市が単独で進む場合の10年間の財政計画、そして美原町が単独で進む場合の財政計画、これをもとに新市の財政計画を作成するという、これが以前説明になった点であります。

前回もこのことを改めて申しましたが、これらを単純に堺市が示されました資料を合計すれば、収支累計額がマイナスの76億円になるわけです。これは当然、合併によって財政効果等があるということの中で、前回との数字が違いうように思うんですが、しかし、これらの分析をしようとしても、きょう、堺市の財政計画について示されたわけですが、年次的な計画は示されたわけですが、この美原町のまちづくりプランの財政計画

は10年間の累計しかされておりません。これらの作成からいいますと、お互いの10年間の資料が示されたら、当然、このまちづくりプランについても年次ごとの10年間の動きというのが示されることになってくるんじゃないでしょうか。そういうことを示しながら、どこが合併したら変わるのかということが明らかになるんじゃないのかと。これが合併の是非の判断するためから見ますと、このことはぜひとも必要なことではないだろうか。しかし、きょうの資料を見ますと、このことが示されておりません。

また、堺市の資料の出された分を見ますと、これは以前つくられました財政計画のときの資料であるのかどうか、もともとの資料が何かあるのかどうか、この点についてもお答え願いたいと思います。

質問の方を先にやりますので、それから、政令都市のシミュレーション、また、メリット・デメリットの問題でありますけども、前回、第6回協議会の中で、大阪市の例、そして堺市の財団法人地方行政総合研究センターに委託して作成しました「大都市としての条件整備に関する調査」内容を示しながら、政令都市になった場合の財政状況に不安があるんじゃないかという、こういうことを指摘をしました。内原助役は、第3回の合併協議会の中で、合併すれば、あるいは政令都市になれば、いろんな新たな財源の移譲が期待できる。堺市と美原さんの場合は、200億円も財源規模が広がると思うと、中核都市に移行したときに財源移譲があつて、交付税の額等はふえた。150億円ぐらいだという、こういうことが言われました。この中で確かに政令都市になれば、財政規模あるいは財源の移譲があるので、今より有利になるというのは間違いないということを言われております。

この点から見ますと、私が主張している問題と、そして内原助役が言われている問題と、ちょっと若干違うわけではありますが、堺市と合併した場合、また政令都市になった場合、財政状況は本当に健全化するのかという、このことの資料はいまだに示されておりません。この点については明らかにしていただきたいというように思います。政令都市になった場合の財政見通しの資料、これをぜひとも提出をしていただきたいというように思うわけでありま

す。

それから、財政計画の中で、新市建設計画の872億円の財政計画案が出ておりますが、この事業の財源内訳についてもう一度明確にしていきたい。

それから、また、いろいろと意見が出るとは思いますけども、何度も言っております、合併後の20年、30年後のシミュレーション、これは合併特例債の返済が新しい市になった場合の財政にどのような影響を与えるか、こういう250億円の特例債については、新市になっては影響はないんだということになるのか、そういう点から判断をするためにも、ぜひともこの合併の是非の検討のために、20年後、30年後の財政シミュレーションを明らかにすべきだというように思うわけでありま

す。

もう1点、美原町の財政資料の、これは美原町の問題になるわけでありま

町が合併の道を選ぶのか、また単独の道を選ぶのか、こういうために判断するのには、美原町が、もし単独でいった場合の財政再建案というのは、いまだに示されておりません。これを示すことがまず大事ではないか、このことをぜひ示していただきたいと思っております。

また、財政の問題の中で、前回、地方税の税率が10%という問題が出されました。この財政計画の問題の中で、地方税の税率が10%の一律を想定したものにはなっていないというように思うんですが、もし、これが前回の協議会で出されたように、10%一律になった場合の影響は、地方税の税収はどのように変わってくるのか、このことについても明らかにしていただきたいというふうに思います。以上、よろしくお願い申し上げます。

○米原会長　ありがとうございます。ただいまのご質問に対しまして、事務局の方で何かお答えになることございましょうか。

○吉田事務局長　まず、前々から議論いただいております、いわゆる堺市が考えております意見の中で、建設計画の中で臨海部の開発でありますとか、美原新拠点の整備というようなことがうたわれております。これは、今回、資料1のご意見に対する考え方という中で、私どもの方の考え方を書かせていただいております。これはもう既に前々からご答弁しておりますように、合併後の市のさらなる発展にとって極めて重要な要素というふうに考えてございますので、まちづくり計画に記載している事務事業、これにつきましても、財政計画の裏づけもあるということで、今回ご提案をさせていただいておりますということで、1点についてはご説明をさせていただきたいと思っております。

それから、財政の関係で堺市の10年の計画につきましてのお問い合わせございましたんですが、これは後ほど財政の方から説明もさせていただきたいと思っておりますので、この時点では、報告事項の1にお示しをさせていただいております堺市財政改革計画及び堺市財政収支の10カ年試算ということでございますので、ここでご議論いただきたいなというふうに思います。

それから、指定都市の不安ということでお尋ねもございました。指定都市につきましては、今、委員さんおっしゃられましたように、以前、内原委員さんの方からもご説明をさせていただいております、そのときのことをまた何度も言うようでございますが、歳入面につきましては、地方道路譲与税とか石油ガス譲与税、いろいろ財源が見込めるわけでございますし、国道・府道の管理でございますとか、それから児童相談所の設置、いろいろ事務権限がおりてまいります。これにつきましては歳出も当然あるわけでございますけれども、歳入面での、当然移譲されます権限に見合う財源があるということのご説明もさせていただきました。

私ども後ほどご説明いたします堺市といたしましては、行財政改革に、今、不断の努力をしておるわけでございまして、移譲財源の有効活用でありますとか、移譲事務の効率執行によりまして、行財政基盤の強化が図られると、それによりまして市民サービスの一層の充実、

それから都市基盤、生活関連施設整備の推進など、いわゆる大都市にふさわしいまちづくりが推進できるというふうに考えておるということも、これもパブリックコメントの2-9のところでもご説明をさせていただいてございます。

それから、財政問題はちょっと後ほどということでございますので、あと、20年から30年のお話というのも、これももう何度もお話が出てまいっておりますんですが、一応私どもとしては、20年、30年という長いスパンということになりますと、不確定要素が強いということもございます。10年を超えましての将来見通しということにつきましては、余り現実的ではないのかというようなご発言も委員さんの中からもあったかと思います。今の世の中の流れでございますとか制度、それから住民の方々のニーズ、これは当然変わってまいるわけでございますので、その部分につきましても、当然予測が難しいということもございまして、パブリックコメントの中でも同じく、これについてのご説明もさせていただいてございますが、20年、30年の財政シミュレーションについては、事務局としては、今する予定はございません。

ちょっと抜けておりましたら、後ほどご説明いたしますが、財政の関係につきまして、少し財政の担当の方からご説明いたしますので、一応私の方からは以上でございます。

済みません。財政については、後ほどの説明ということで、できましたら、後ほどのご議論にさせていただければと思います。

ちょっと2点ほど、野田助役の方から、よろしくお願いいたします。

○野田委員 それでは、先ほど米谷委員さんのご指摘のありました美原町の財政再建策を示すべきではないかというようなご発言があったわけでございますけれども、美原町が現在のまま単独でいくといたしました場合には、平成20年以降は、数字はちょっと申し上げにくいんですけれども、約20億円程度の財源不足が生じるという見込みになっておるところでございます。それを解消し、真に必要な行政サービスを行っていくといたしました場合、ご指摘のように、行財政改革の推進が不可欠でございます。したがって、ただ単なる行革じゃなしに、思い切った行革の断行をしなければならないというふうに考えております。その考え方の一端といたしまして、ご承知のことだと思っておりますけれども、地区説明会、また美原町の広報を通じまして住民の皆様方に周知し、説明をさせていただいているという状況でございますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○米谷委員 財政問題については、後でもう一度報告があり、やるということで、そこでやりますけれども、ただ、政令都市の見通しの問題については、この合併というのは、私どもも堺市と美原町の合併というのは、政令都市を前提に置いた合併ということで説明もいたしますし、また、そういう認識をしておるわけです。そういう中で、確かに財政の収入というのは、政令都市になれば、ふえていくというのは、税源の移譲もあり、ふえるのは確実だろうと思いますが、しかし、以前も指摘をしましたように、これにつきましても、支出が伴うものだ

ということも明らかであるわけです。

そういう中で、本当にこの政令都市になった場合、今、大阪市の中でも毎年要望書が出ておる内容を見ましても、政令都市になって、本当に財政の見通しが立つのかどうかという不安があるわけですね。これについては、この合併協議会としても、これらについての住民の人に対しまして、そうではないならば、そうではないという資料を示すべきではないかということと思うわけですが、依然として収入の面だけの資料が出ただけであって、これらの財政見通しについての資料が一切出ていない。こういうことが、やはりこれでいいのかという問題点があると思います。ここら明らかにしていただきたいというように思うわけであります。

それから、美原町の今、助役の方から20年度に20億円の不足を生じるということで、20年度に20億円の赤字になるということで、行財政改革を断行しなければならない。これは当然そうだろうと思うんですけども、ただ、合併の是非の中でいろいろと論議があった中で、一つ、なぜ、ああいう美原町の中の論議になる問題としては、財政再建計画、一つは、予想はこうなると、現行ではこうなると、今、行革を実施したら、このように財源はなりますよという、そこまでの資料を示してやらなければ、住民の人については、やっぱり単独の場合どうなるかという判断がしにくいんじゃないかと、そういう点から、資料が十分出ていないんじゃないかと、それらの資料をやはり出すべきではないかと思うんです。

これはいろいろと先ほどから、後でまた財政の問題の中で触れますけども、こうした資料が協議会の中で情報公開がやはり少し十分ではないんじゃないかというように思うわけであります。これらの点について特に指摘をしていきたいと思いますし、これら、ぜひともやっていただきたい。

それから、これからの問題になると思うんですけども、事業の問題については、ぜひ住民の身近な問題を優先にやっていただく。そして、先ほども言いましたように、住民の皆さんから出ております地域愛創造支援事業を中心に、これらのことが十分されるようお願いしたいと思います。

次に、地方自治の問題について若干お聞きしたいわけですが、一つは、この政令都市の移行による効果として、市民サービスが効果的・総合的に行われるようになると。市民サービスがスピードアップができる。身近できめ細かい市民サービスができる。財政基盤が強化され、大都市にふさわしいまちづくりが可能となる。この以上の4点が挙げられておりますけども、美原区が強調されておるわけですが、依然として、美原区になった場合、自治はどのようになるのか、財源的な保障はどうか、権限はどうなるのか、こういうことがいまだに明らかになっておりません。このいただきました資料の中にも、それについて触れられておりますけども、財源移転とか、いろいろ書かれておりますし、今国会での動向を見守るとか、こういうことが書かれておりますけども、本当に美原区を強調するならば、これか

ら堺市になった場合、それぞれの区の権限というのは、どういうものをつくっていくのか。今、地方分権と言われる中で、これらの問題については積極的に今提案をしていかなければならないんじゃないか。前回もこれらのことは申し上げておりますように、それらのことをどのようにしていくのかという方向性もまだ決まっていなければ、方向性も示すべきではないかというように思うわけであります。でなければ、美原区についてのイメージというのは十分されないんじゃないかと思っております。

それからもう1点、支所の問題についてですが、美原区が、政令都市になればなりすけども、しかし、政令都市になって美原区の権限を認めるということになってるわけでありすけども、もし合併した場合、美原支所のときから、これらの美原区の財政状況、権限、また財源、体制、これらを視野に入れたことをしなければいけないんじゃないだろうかと、そういう点から、美原支所に対しても、どのような権限、財源、体制がとられるのか。このことについても明らかにすべきではないかと思っております。

それからもう1点は、これらの地方自治の問題については、特に地域愛創造事業の実現とかの問題につきましても、地域審議会がその役割を果たすと言われておりますけども、この地域審議会については、次回の会議でかかってくるというように思うんですけども、今現在、合併協議会としては、事務局としては、これらについてどう考えておるのか、これらについてお答え願いたいと思います。

○米原会長 事務局の方で、ただいまのご質問に対するお答えを述べてください。

○吉田事務局長 それでは、将来の区制度の話等に関するご意見をいただいたわけですが、組織と機構の取扱いにつきましては、今回、資料2-5におきまして、美原町域を所管とする支所を置くということは明確にさせていただいてございます。今後、美原町域が支所行政のモデル的ケースとしての役割を担うというようなことも建設計画の中ではお書きさせていただいてございまして、そのために必要な役割とか制度、仕組み等につきましても、当然、今後考えていくということになろうかと思います。

特に美原町制度を当面存続するという項目も多数ございます。円滑な行政運営、それから行政サービスを考慮し、合併施行までに協議調整してまいりたい。これは先ほど筒居委員さんのところでもお答えをいたしましたんですけども、組織体制の基本的な考え方につきましては、今後お示しをしていきたいということを再度お答えとしてさせていただきたいと思えます。

地域審議会につきましては、先ほども高島委員さんから質問がございましたように、次回、ご提案をするという予定でございますので、その中でもまたご議論いただければと、今回は、まだ協議中でございますので、お答えがちょっとできない状況でございます。ただ、地域審議会につきましては、第3回の協議会におきまして、設置するということは、もう既に決めてございますので、細部についてのご提案をしたいという考えでございます。以上で

ございます。

○米原会長 どうもありがとうございました。

○米谷委員 美原区の問題については今後検討するということで、ぜひ、どういう形であるのかということの一つは示していただきたいと思います。

それからもう1点、これは合併をするかしないかという問題ではなしに、合併に賛成の方からいろんな意見が出ております。市町村建設計画にいろんな事業が組まれておるわけですが、これは大いに結構なのだが、これらの事業が本当に実現するのかという点での保障がどこにあるのかということで疑問を持っておられます。地区説明会の中でも、特に検討中という言葉が多かったわけですが、そういう点から、この意見に対してどうするかということで、これはもう後で次回の協議会の中でもかかる地域審議会の中でこれを保障されているということが以前の協議会の中で言われておりました。そこで本当にされるのかどうかということが次回の協議会の中ではわかりやすい説明をぜひとも入れていただきたい。そういう協議会の説明がやっておられますので、そのことをぜひとも要望しておきます。

○米原会長 どうもありがとうございました。

○中尾委員 今、関連の意見でございますけれども、財政の問題は、財政は非常に不安であるというふうなご発言があったように思いますけれども、ちょっと我々、産業人から見ますと、我々も中小企業でございますから、20年、30年後どうなるだろうかということについてのシミュレーション、これは非常に必要なことでございます。ところが必要なことでございますけれども、それをどのような時点でどのようなことを標準にして数値化していくかということが大きな問題だと思います。だから、財政不安だけれどもどうなのだという質問は、逆にそういうことを試算なさる事務局というんですか、事務局と言え失礼ですね、市の方々、町の方々がですね。じゃあ、人間の出生率を何%に見るんだ、あるいは今のデフレをいつの時点で、この時点で幾らに見るんだ、あるいはデフレの問題をどうするんだと、土地はどのように上がるんだという、その指標がなければ、幾ら試算表を出していただいても、これは砂上の楼閣だと思うんですね。

そうすると、今、米谷先生がおっしゃったように、財政を言えと言うんでしたら、米谷先生が、今の時点で経済成長率は1%に見てるから、それで試算してみなさい。土地は今14万円のものが8万円に減るから、それで試算してみなさいという、そういう指標をいただかなければ、シミュレーションできないと違いますか。それをまだ、前々回でしたか、ずっと前から20年後あるいは10年後ということは議論となつてまして、一応それはおかしい話と違うかと。10年、20年と、この中におられる方も、私も死んでるかも知りません。だから、そういうことじゃなくて、もっと現実的なことを指標を持たなければいけないではないかというふうに思いますので、もしよかったら、逆に、おれはこう思ってるんだ

から、この指標に対して試算してみろ、そしたらどうなんだという方が僕はいいんではなかろうかと。ただ、おい、書いてこい。書いて来た、これについては、君とこは、これだけの財産はふえてるように思ってるかしれないけど、今現実に見ると、デフレ現象で、君は今、100万円の土地を持っていると思ってるけれども、それは今は50万の値打ちしかないんだぞということも言えるでしょうし、いや、君は半分に思ってるか知らんけども、おれは自分的に、これは自分の感覚ですから、自分の感覚では、いや、おれは150万と思ってるよと、これも感覚の問題ですから。だから、ちょっとそういうところからいうと、この財政不安に関してのご質問の中での今の指標を示せということについて、しかも10年、20年ということをおっしゃってるのは、いかがなものかなという、これは私の意見でございます。以上でございます。

○米谷委員 今、中尾委員の発言もあったわけでございますけども、私も先ほど、20年、30年後の資料を示していただきたいということで申し上げた問題については、特に住民の中で、20年後、30年後をなぜ言うかということで、先ほど発言させていただきました。それは、特に堺市にとっては、合併特例債については250億、これから、先ほど積立金があって290億になりますけども、これはそんなに大きな金額ではないということと思われるかもわからないですけども、私も美原町にとりましては、この金額は非常に大きな金額に感じるわけですね。いろいろとこの論議をしている中で、特に堺市さんと違うなというのは、やはり宮原委員がよく言われる20分の1、財政が我々1億、美原町で1億のものが、堺市さんの中で、やっぱりそれだけ感じられないのかなということを感じるんですね。

そういう点から、先ほどから言うている20年、30年後の問題については、合併特例債の返済、これがどう影響してくるのかということ、小さな自治体にとっては非常に心配なことなんです。そんな心配要らんのだということであれば、こういう堺市の財政の中でこうなるんだという資料を示していただければ、一つは合併の判断にはなるんじゃないだろうか、するかしないかの判断になるんだろうかと、そういうことで言わせてもらっておりますので、そのことを一つは理解をしていただきたいなと。その美原町のそういう自治体の現状ということもあわせて発言をさせてもらっておるんでね。これは対等合併だということを言われておるけれども、我々、美原町にとっては、堺市さんの財政というのは20倍の大きな自治体でありますし、人口も非常に大きな自治体の中で、我々ではできない感覚というのがあるというふうに思うんですね。しかし、美原町の住民にとっては、そういう感覚があるんだということをもまず理解をしていただきたいと思っております。

○中尾委員 議員さんのように、ちゃんと決まった給料をもらっている方はそういう感想かもわかりませんが、我々は、あしたの給料を減るかもわからない、あるいはふえるかもわからないというふうな観点から物事を見つめていった場合に、20年後にどうなるか。じゃあ、私が中小企業金融公庫から金を借りている、あるいは商工中金から金を借りている、それを

返さなきゃいけない。10年、20年先の契約をして借らせていただいているということはお存じのとおりだと思いますけども。それに対してお返しするのはどうすればいいかということになれば、我々の企業も10年、20年どころじゃないですよ。もっと先のことまでも考えて返済をしていかなきゃいけないということもあるわけですから、それについてどうなんだということで、私企業でそういうふうにちゃんとやっていくということを考えるのにどうすればいいかということになると、お得意先はこれから伸びるだろうな、あるいはだめになるだろうな、そういうことのシミュレーションをしていくわけですね。

だから、僕は家の、会社の、そういうところの財政と市だって一緒だと思うんですよ、一緒に見ればね、原則的に。そうすると、そういう指標というものを米谷先生が、経済率は10%見てるんだよと、ことしは政府は1%の経済成長率しか見てないけれども、10%見てるんだぞと言えば、それでシミュレーションをしたらいいわけですね。あるいはそうじゃないと、もうゼロ%ですよ、もっと下ですよというんなら、それをお示しいただいて、それをちゃんと議題にさせていただいて、そして、それをシミュレーションをしくというんなら、僕らは、その数字については納得し、これではおかしいじゃないですかということを言う議論の中に入っていけるなという、僕は一市民としてですね、一中小企業の親方としてそういう財政、だから、僕の給料、社長の給料を自分で決めるわけにいかんのですから、会社がだめだったら、社長の給料だって減りますよ。ところが議員さんは減らないから、いつも一定だなと思ってはるんか、これは僕はわかりません、余分な話ですけども、ちょっとそういうふうに、ちょっと僕の感想を述べさせていただきました。以上です。

○米谷委員 先ほど、美原町の住民の方の85%はサラリーマンの方なんですね。だから中小業者の方々の苦労というのは大変わかります。しかし、先ほども何度も言うておりますように、290億の返済というのは、これはもう中尾さんとちょっと違うかもわかりませんが、我々美原町にとったら非常に大きな負担になってるということなんですね。だから、これからの、これが返済が終わるのが30年後になるんですね、最後の返済が。だから、その30年後までに、その返済については、どう、これから新しくなった堺市の財政について影響を与えるのか、このことについて、まず知りたいんです。だから、そのことについて私たちはシミュレーションを出してもらって、住民の方々が、その点では、やはり公的な影響もほとんどないという判断をすれば、合併の賛成もふえますし、それは大変だなということでもた別意見が出るかもわかりませんが、そういう点からの判断をする意味から、美原町の住民の状況についてはそういう状況だと。

だから、まず一番問題としてるのは、その返済がどうなっていくんだろうということなんですね。だから、基準的には、先ほど、成長率はいろいろこれは変わってきますよ。いろいろ山口委員も言われたように、20年後どうなるんやと、そらそうですよ。しかし、一定の見通しというのを立てながら、これはどういう返済が美原町の中に、堺市になったときの新

しい堺市の中で負担がふえるんかということについては、これは示すことがやっぱり大事な
ことではないだろうか。その基準というのは、今の現行を一応基準にしなければ、基準とい
うのは出てこないですから、だから出生率はどう変わるかわかりませんから、それこそ前提
が変わってくるわけでしょう。今の財源の中でどうなんかという前提の中しか、これは出な
いじゃないですか。だから、そういう点で住民が持っておられる財政の返済の中の不安につ
いて、これを明らかにするために、20年後、30年後の財政シミュレーションを示してい
ただきたいということをお願いしているわけです。

○中尾委員 時間が長引いて恐縮ですけれども、前提条件を示していただきたいんですよ、私の。
だから、市に今までの慣習でこうだというんで、これもわからない。だから、そしたら、こ
こで市の方から、町の方から、例えば100%なら100%の成長率だと、あるいは人口も
倍に来年になりますよという極端なそういうんじゃないしに、我々中小企業、お金借りてます
ね、これ返さなきゃいけない。必ず返すときには、10年後に、10年、月々こういうふう
にして返しなさいやということで返していきますね、これははっきり決まっていますね。とこ
ろが、それに対して返せますよということは、返す本人はわからないんですよ。わかりませ
んよ、これ。だって、経済成長率どうなるかわからんのに、30年間返すお金もあるわけ
ですね、現実には中小企業では。だから、そのとき、わからないんだけど、まあまあ、向こ
うの人を安心してもらうために、私とこは今のところ、ことしの売り上げは100万だけ
ども、来年は120万ですよ、再来年は150万ですよと言って、こういうシミュレーショ
ンの上において返せますよと言ったら、そしたら、中小公庫や、そういう人たちは、うん、
そうか、この計画でやれるんか。ちょっとこれは君に、100万のものを110万で見てる
けど、105万ぐらいと、本当は違うんと違うかという質問は受けますよ。受けますけれど
も、いいえ、頑張りますと、一生懸命に頑張って110万まで、とにかく頑張るから、だか
ら返しますということで表明するわけですね。それでオーケーいうて支店長の判もろて、
やっとそこで何がしかのお金貸せるというのが現状なんです。

そういうことを今の市政とか、そういうものにラップして考えますと、今、米谷委員が物
すごく満足してできるというシミュレーションをしようと思ったら、市財政が今10億のも
のを30億で書かれて出して、出したと仮定した場合に、恐らく米谷議員もそれをごらん
になって、ちょっとこれ甘く見てん違うとか何とかいう声が出てくると思うんですね。だか
ら、それだったら、いっそのこと、非常に簡単明瞭に米谷委員さんが思っておられる、5
%やと思うぞと、出生率が何%やと思うと、成長率が何%やと思うぞと、1回それでシミュレー
ションしてこいと言っていた方が、私らもそれを拝見して、いろいろとご意見も申し
上げられるんじゃないかというふうに思いましたので、そういうことを申し上げたというこ
とでございます。

○米原会長 ありがとうございます。

○菅原委員 堺の菅原でございます。お二人のお話を聞いてまして、二人ともすばらしい発言をされていることは我々理解をしますけど、要は新市計画、これをきょう中に上げて、私は早急に大阪府と詰めていただいて、いい結果を出してほしいという願望がございますし、ずっと今まで論議をしてきて、その繰り返しの意見がたくさん出ていますのでね。これ、この間も委員さん、みんなに意見聞いたら、みんなばらばらかわかりませんが、これだけ、今まで論議してきたことを、パブリックコメントにも出ていますし、いろんな面でまとめたわけなんで、私は、この辺で一回、もう新市計画の採決をとっていただいて、財政問題は次の議題で出てきますので、ぜひ、そこで大いにやっていただきたいということをご要望申し上げます。

○米原会長 もうかなり時間が迫ってきておりまして、一応ここで採決を。

ごくごく簡単をお願いします。

○栗駒委員 この新市建設計画、ここで確認をという計らいですので、質問ではなしに、今までも意見を申し上げてきましたけれども、まとめて4点ほど、私の考えをいただいて、確認、皆さん方のね、ぜひお聞きいただいて、ご判断いただきたいというふうに思いますので、ちょっと4点ほど申し上げさせていただきたいと思います。

自治体を合併するということは、本来、そこに住む住民にとって、サービスがよくなる、負担が軽減される、そのことが求められますけども、私、この建設計画がその要請にこたえられるかどうかということについては疑問を持っております。

まず1点目ですけれども、この建設計画、最初に合併の必要性及び効果というふうな項目ございますけども、1ページに日常生活圏が拡大したから、合併によって、それに対応した行政サービスを提供することにより、生活の実態に即したまちづくりが可能となるというふうに、こういう内容で記載されていますけれども、自治体の規模が大きくなりますと、逆にきめ細かいサービスができにくくなるということは、全国のこれまでの実態、経験から明らかだというふうに私は考えています。

また、ここにはですね、この建設計画には、少子・高齢化という問題を提起いたしまして、特に高齢化への対応ということで、合併して効率的なサービス運営を行っていくというふうにしておりますけれども、行政効率ということでは、自治体の規模は一般的に20万人から30万人の人口というふうになっておりましてね。何よりも、高齢者にとって必要なサービスはマンパワーです。それを自治体の面積を一緒にして大きくして、そして、専門職員などを効率的に配置するというふうにされていますけども、今でも、例えば堺市でも必要な専門職が不足しているというもとで、後ほど行財政改革の新たな方針がご報告をなされるわけですけども、そこでさらにですね、職員削減ということも提案されて、うたわれておりましてね。これでは逆に合併することによりサービス低下を招きかねないというふうに私は考えております。

二つ目ですけれども、活力のあるまちをつくるということで、新都心あるいは美原新拠点、都市軸などが、これが強調されて都市を膨張させるまちづくり計画になっております。合併の必要性の項目で、少子・高齢化への対応ということが述べられておりますけれども、人口は、先ほどお話ありますけれども、確実にこれは減ってきます。ところが、都市の構造について新たな拠点をふやして、そのための開発を行っていくというわけであります。

パブリックコメントの中にも、美原新拠点整備でシンボルゾーンの形成を図ると、集客力の高いゾーンとするというふうにしているが、既存の余部の商店街や、その他の商店をどうするんか、こういう声が寄せられております。これに対する回答は、商業の振興を図るためにさまざまな施策を展開していくと、こういうふうな回答になっています。しかし、この人口が減っていく中で、当然、需要も減っていくわけです。新たな拠点をつくっていけば、過当競争になることは明らかであってね、このパブリックコメントは、そうした危惧について聞いているわけですが、その回答で、その危惧に対する回答になっていない。その危惧を解消できないというふうに思うんです。

堺市におきましても、堺東地区ですね、中心市街地である、この堺東駅前地区の空洞化が問題になっていきますけれども、この問題について、堺の問題についても同様のことが言えるんじゃないかというふうに私は思っています。

3点目ですけれども、合併の事業計画として10年間で872億円が計上されておりますけれども、それら事業には、合併しなくても、現在計画されているものがたくさんこの872億の中に含まれておりますし、この計画の27ページに記載されておりますように、27ページの下の方に、その他事業と、本計画に記載していない合併後の市のまちづくり推進のための事業として、東西鉄軌道整備、臨海部開発の根幹道路である築港天美線の整備とか、阪神高速道路大和川線とか、いろいろ書いてますけれども、そういう事業も現在計画されているわけです。それらは、この872億円よりも、さらに大きな費用を要する事業です。ということは、この872億円という数字は、どういう意味があるんかと、こういうふうに言えるというふうに思うんですね。

言えることは、合併を機により多くの公共事業が行われまして、それら事業の必要性がどうかと、もちろんいろいろと都市基盤整備、いわゆる住民生活の基盤整備、必要ですが、その必要性がどうかということに加えて、より多額の財政を必要とするということになります。合併特例債などの措置によって財政基盤が強くなるというふうな、あるいはそういう議論もありますけれども、しかし、特例債の7割が交付税として入ってくるというふうに言いますけれども、しかし、それはその基準財政需要額に算入されるという意味でございましてね。今、国が地方交付税の大幅削減を打ち出しております。そういうもとで、実際に交付される、そういう交付金は大幅に少なくなるというおそれが十分あるわけですね。財政状況をより悪くするということが十分考えられます。

後ほど提案されます堺市の行財政改革の中では、その計画の中には当然内容も入っていますが、すけれども、しかし、例えば障害者給付金の廃止など、住民サービスをさらに後退させる、そういったことも提案がなされています。結局のところ、そうしなければ、この合併事業の財源ができないというふうになるんじゃないかなというふうに考えています。

4点目、最後ですけども、政令市の問題、いろいろお話がございました。これについても、パブリックコメントへの回答でも、財政基盤が強化される。地方分権が進展するというふうにここで回答なさっています。しかし、以前もこの問題で議論ありましたように、今、全国ほとんどの、13ありますけども、政令市、全国ほとんどの政令市、大変な状況になっています。札幌市除いて、それらのこの政令市の財政状況が所在地の府県の自治体の中でワーストワン、あるいはワーストツーと、こういう状況です。

政令市に移行すれば、国道・府道の維持管理をしなきゃなりませんね、それに要する費用がかかる。そして、それに対して交付税は、どれだけあるのでしょうか、全部出ません、少ない。一般財源から補てんしなくちゃならないというふうなのが現状でありますね。大幅な権限が、大幅な財源移譲がなされるといいましても、それ以上に必要な支出がふえるというのが実際の姿じゃないかというふうに考えています。

権限がふえるというんですけども、権限が移譲されるというんですけども、それはやらなきゃならん仕事がふえるというふうなことだと私思うんですね。私自身、別に政令市制度を否定するものじゃありませんけども、しかし、とにかく移行すればいいという考え方は私は問題じゃないかというふうに、このことを指摘しておきたいというふうに思っています。

以上4点、私自身の考え方でございましてね。この計画では合併の本来の目的を果たせないんじゃないかというふうに考えておりまして、このまちづくり計画、新市建設計画には賛同できないという意見を申し上げておきたいと思います。以上です。

○米原会長　ありがとうございます。

○内原委員　堺市の内原でございます。先ほど私の発言のことで名前も出ましたので、もう過去に協議会で意見申し上げたことをまた繰り返すのも、いかななものかと遠慮はしておりますんですけども、答えられないのかなと思われるのもいかがと、皆さんが不安に思われると思いますので、もう一度申し上げさせて、重複するのはご容赦いただきたいと思います。

まず、委員さんからも過去にいろいろご意見が、もうこの場で出しましたけども、合併・政令市へ向かっては、財政問題、確かに非常に大きな問題で皆さん関心あるのは当たり前でございます。私らもそうでございます。ただ、お金だけかという問題が委員さんからも過去何回も出ました。いいまちをつくっていくにも、やはり政令市に移行した方が非常に有利であるということだからということでございます。そのように、ただ、今ご意見出ましたように、いや、政令市になったら義務もふえるから、かえってマイナス面が多いんじゃないかと考える部分も、それもわかります。絶対大丈夫だと、政令市になったら得するんだと、一概に全

部、一概にですよ、申し上げるのはいかがかと思います。

ただ、これは権限の移譲だとか財源あるいは義務はふえるということになりますね、権限はふえると、今、おっしゃったとおりのところもありますけども、これは一体のものでありますけども、ただ、ばさっと、何か知らんけども、これだけ政令市になったら義務だから勝手にやれと、お金はこれだけだと、つかみ金だというようなことではなかろうと思います。現に、府・国とですね、権限あるいは事務の移譲につきましても、個々について引き継ぎ協議しつつ、あるいは財政計画をにらみつつやっていく。これは当然のことでございまして、それは注意しつつ運営していくということに尽きると思います。

政令市になっても、皆、先進の市がかなりアップアップしてるではないかというご意見もあります。これも確かに近郊のところは、非常に財政状況が厳しいことも事実だと思います。ただ、これは政令指定都市であるがためになったのか、いや、最近の長引く不況、いろんな社会状況によりまして、その要因の方が大きいのではないかなと私は思っております。ですから、政令市になったら得損という論は、財政上、お金の問題だけ論議する問題ではなかろうと思いますが、ただ、なった方がマイナス面が多いということは言えないと思います。

私は、先ほどお話出ましたように、過去にも仙台でありますとか、千葉でありますとかの先例を見まして、150億ぐらいかなと大まかなことを申しましたけども、これも具体の根拠があるわけではございません。それは以前も申し上げましたように、宝くじ、どのぐらい発行できるのかなとか、いろんな問題、これから不確定要素を含んでおるからでございます。それは10年の計画を出したから、だから、これでずっとやっていくんだと、この表のとおりやっていくんだと、決してないわけです。今現在における最新の、皆さんがどないなるのかなというご心配が皆さん、しておられるから、最大の努力をして、このようにやっていく、このぐらいではないでしょうか、こう申し上げたわけです。来年、再来年になったら、また、今先ほどご意見出ましたように、状況も変わる要素は十分あると思います。そのようでございます。

それから、合併特例債のことでございますけども、合併特例債のうちの7割は交付金処理できると、これは私らもそうなり得ると、現在のところ、わからんといえば、だれが保障してくれるのかということになります。私たちはそれを信じております。これはもう国との信頼関係で、そう信じておりますし、この残った3割分の返済につきまして、堺市と美原町さんが合併して政令市へ移行していく中では、そんなにびっくり仰天して重荷になって、この金額が全体の新市の予算額の中に占める割合、これは非常に圧迫してきゅうきゅうするというふうには、なめるわけではありません。この金額、大きい額ですから、ペイするわけではありませんが、それは例えば赤字要因の大きな要素になるとは思っていません。

そら、負担は負担ですよ。ただ、この金は何に使うかといいますと、ご承知のように、この新市計画の中、美原町さんと堺市の方が合併したら、こういう都市の近郊、都市基盤とい

いますか、下水道の普及率でありますとか、そういうものを一つの市になるのであれば、この不均衡を是正していこうではないかと、こういうことのも思想から、ご要請が非常に強いものになってお話をさせてもらって提案させていただくということでございまして、一説によく言われますように、堺市は美原の方へおみやげを出し過ぎだとか、そんなことでは考えていません。勝手に堺市がご提案しているつもりはございません。まだいっぱい申し上げたいですけれども、時間をとりますので、以上にさせていただきます。

○宮原委員 えらい時間も過ぎておりますのに、えらい申しわけありません。美原町の宮原でございまして。一言、ご説明申し上げたいと思います。

先ほどから、一番私の望んでおりますところの、ええ会議になったかと、初めてやなというふうには私は興奮しておるわけでございますが、これが本来の姿の協議会ではないだろうかと、このように思っております。また、あそこに前にも大きく字が書いてありますように、堺市・美原町の合併協議会のこれは席上です。書いてあるとおりに、美原町と堺市さんが合併するわけです。私は当初、一番最初に申し上げましたように、80万の都市のところに3万8,000の、20分の1の美原町が対等合併ということでお世話になるということになっておるんでございますけれども、名称から見ましても、堺市美原区なんです。これがもう最高の条件の、合併の条件なんです。そうなりますと、あくまでも頭には堺市があるわけなんです。堺市の中の美原区なんです。そして対等合併なんです。どのように解釈したらいいんでしょうか。

それ以上、私はよう申しませんけれども、そのようなことで、今回8回までやってまいりました。そうして美原町は美原町で、とりあえず、いろんな意見のお方がおられますけれども、何とか我々は書いてありますように、ここに出席している者は、何とかクリアをいたしまして、美原町合併協議会ですから、合併が成功するように何とかもっていかないかんのやないやろかというふうな気持ちになっておるのは事実でございまして。その点、また一般の美原町の町民のお方は、いろんな委員さんのところに、いろいろと意見を言っていられる方もおられるようでございまして、そうして、いろんな不安も持っておられることも事実だと思います。この不安のもとに、今も申しましたように、80万都市のところに、我々3万8,000がお世話になるわけです。一緒になるわけなんです。対等なんです。

ところが、私が今申しましたように、それ以上のことは言えませんが、そうなりますと、もう美原町とすれば、絶対にこれは悪いことはいかんのやと、堺市さんと一緒になれば、これはほんまに明るい日差しが、細いながらも1本差し込んでくるんじゃないだろうかというような、これ説明にもっていかざるを得ないので、今、米谷委員もそのようなことをおっしゃったんだろうと思います。30年、40年、そんな問題はないんですよ。ということは、もう一心同体じゃないですか、一緒になったら。どうなろうと、こうなろうと、しょうがないじゃないですか、合併になってしまいましたら、と私は思うんです。これは一心同

体です。このことを申し上げまして、もう私のつまらんお話でございますけど、清聴ありがとうございました。

○米原会長 大変立派なご意見、ありがとうございました。

○松岡委員 もう最後やと思いますので、その他の項になるかもわかりませんが、2点ほどちょっとお聞かせ願いたいというように思います。

1点目は、前回ご質問し、意見として述べておいたんですけども、この第7号の合併協議会のたよりも載っておりますように、美原町の議員の身分についての問題、これ、この前ご質問させていただきました。ところが、一向にその回答もなければ、どう進行しているのか、それもちょうともわかっておりませんし、もう一度、再度、ちょっとご提案させていただきたい。

今回の協議会でも議会議員の任期の取扱いが提案されませんでした。12月の協議会で発言させていただきましたが、いたずらに人件費がどうのこうなので、美原町の議員18名が堺市会議員になると、税金のむだ遣いのように言われております。堺市の方々が言われるならばまだしも、20対1の合併では、住民の声が届きにくくなる美原がほっておかれると、合併に反対している美原の人たちが、自分たちの代弁者を減らせという勘違いも甚だしいPRが行われています。美原の住民も、新市に税金を納めるんです。美原の議員には、合併直後の非常に重要なまちづくり計画や美原区の設置を議決権を行使して決定し、見届けてもらうという非常に重要な役割が期待されております。増員選挙をやればいいという考えの人の方がはるかに少数ですから、胸を張り、そして責任を果たすためにも、18名が引き続き堺市会議員になるよう早急に調整され、協議会に提案されるよう要望しておきます。これが1点です。

それからもう1点は、これも前々回にちょっと述べさせていただいたんですけども、水道局の問題ですけども、堺の議員さんが美原の水道局に乗り込んできて、いろいろな問題が起こった。新聞ざたにも大きくなった。これについては、美原の責任者は退職されたんです。ところが堺市のその乗り込んできた議員さんのいろんな待遇、そういう問題が我々全然聞かされておらないんです。もし、よその家へ行ったら、そこの家をかき回して、そして何も取らんにしても、かえっていろんな問題起こったときに、これ、どうしますか。美原はやられとんですよ、これ。この辺、堺の、きょうは市長さんもおられるから、どういうぐあいにその対処をされるのか、対処をしようとしてるのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいというぐあいに思います。

○米原会長 ほかに何かご意見ありませんでしょうか。きょうは、いろいろなご意見をそれぞれの委員さんからいただきました。結局、委員さん方お一人お一人が、この合併をよりよいものにしようという、非常に心からのお気持ちでご質問をしていただいたと思います。そういう意味で、本当に有意義なご議論であったと思います。それぞれのご発言で意見が違って

いる点も若干はあると思いますけども、私の感じでは、その意見の違いは、将来をどう見るか、合併した後どうなるかという将来の、今はわからないけど、将来の見方でそういう意見の違いが出てきていると私はそう解釈しております。ですから、今後、合併に向かって成功したとしまして、その後で、ここにお集まりの委員さん、議会の議員さんもいらっしゃると思いますので、また新しく合併した後の市会議員さんになれる方もいらっしゃると思いますが、そこでまた、この新しくできた市をどう立派にしていこうかということを十分に考えて、また、行政を進めていっていただきたいと私は思います。

そういうような考えで、一応本日提案いたしております協議第19号「市町村建設計画（案）」についてのご賛成、それから、そうでないということを今からお聞きしたいと思いますので、一応「市町村建設計画（案）」について、ご賛成の方。

○松岡委員 次回でも結構ですけども、回答願いたいと思うんですわ。

○米原会長 次回もその次もまだありますので、非常に松岡委員さんのご発言も重要なご発言だと私は思っております。ですから、きょうは、このところで一応協議第19号「市町村建設計画（案）」について、ご賛成していただける委員さん方の挙手を求めたいと思います。どうかよろしく願い申し上げます。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。27名の方が賛成していただきましたので、原案どおり承認していただいたということで本議案は可決されたということにさせていただきます。どうもいろいろありがとうございました。

それでは、続いて報告事項でございます。本日の次第に記載しておりますとおり、堺市の行財政改革及び財政シミュレーションについて説明がございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○吉田事務局長 今、議長からありましたように、先ほどからご議論いただいております財政問題につきましてのご説明ということになるわけですが、報告事項の方でお書きしておる部分につきまして、今からご報告の方、させていただきますたいと思います。

それでは、まず、堺市の行財政計画につきまして、堺市の高橋局長の方からご説明をさせていただきます。

○高橋堺市総務局長 それでは、私の方から行財政改革計画の改定素案についてご説明をさせていただきます。

本市ではご案内のとおり、平成15年2月に行財政改革計画を策定をいたしまして、早期に、ご議論いただいておりますように、財政を健全化させようと、同時に活力のあるまちづくりに一体的に取り組ましまして、そのために行財政改革を推進をしてまいったところでございます。

過去1年、取り組んでまいりました内容をまず振り返ってみたいと思いますが、人件費の

削減やアウトソーシングの推進など、市役所内部のスリム化に全力を挙げて取り組んでまいりました。あわせて市税収入の確保や、また市民の皆様方にも受益者負担の適正化など、応分の負担についてご協力をいただくなど、一定の成果を上げてまいったところでございます。しかし、現下の社会経済情勢や、なお厳しい財政状況を踏まえまして、一層の行財政改革を断行することによって、今、委員皆さん方がご議論いただいておりますように、将来のまちの展望をより確固としたものとするために、行財政改革計画を改定しようとするものでございまして、去る１月２１日の行革推進本部会議において、今後３カ年の（改定素案）として策定したものでございます。

お時間もございません。かいつまんで、それでは改定素案の概要をご説明させていただきます。資料の３、ちょっと見にくうございますので、恐縮でございますが、その３の後に「行財政改革計画（改定素案）」というのがございますが、こちらでは大変多くなっておりますので、この資料の３の一表でご説明をさせていただきますとうございます。

今回の計画改定の基本的な視点といたしまして、次の４点を定めました。これら４点の視点を中心にさらなる改革の一步を進めようというものでございます。その改革の視点というのは、上段の方に、左端のところを見ていただきますと、改革の視点というのが白抜きで書いてございます。その下に、民間、市民、地域の力をさらに引き出すということから、右に１から４まで書いてございます。これが改革の視点でございまして、この線に沿って、この改革の視点に沿って、ちょっとご説明をさせていただきます。

まず、視点の１番目といたしましては、民間、市民、地域の力をさらに引き出すことでございます。具体の取り組みといたしましては、公の施設の管理運営について、地方自治法が改正をされました。それによりまして、指定管理者制度という制度を活用いたしまして、民間事業者などへの管理代行を進めまして、管理運営経費の削減を図ろうと。そしてあわせてサービスの向上を推進しようということでございます。また、地域における市民の主体的なまちづくり活動や公益活動を支援するとともに、地域のまちづくりや課題解決に取り組むなど、市民協働のまちづくりを推進すること、これが第１の視点でございます。

視点の２番目といたしましては、その右横ですね。新たな発想で既存の枠組みや実施手法を再構築することとございまして、具体の取り組みで申し上げますと、市民サービスの質的向上に向けまして、個人給付型から自立支援型へサービスの質的転換を図っていこうということとでございます。また、構造改革特区や地域再生制度の活用を進めてまいります。

次に、視点の３番目といたしましては、市が保有をしている経営資源のさらなる有効活用を図ることとでございます。具体の取り組みで申し上げますと、広く人材の活用を図るべく、市の内部でいいますと、人事評価制度の拡充や、あるいはまた、専門性を有する民間の人材等を任期を定めて採用する。これ、任期付職員任用制度といいますが、その創設ですね。任期付職員任用制度の創設と活用を図るとともに、公共施設などの財産の有効活用も推進して

まいります。

視点の4番目、一番右端でございます。財政収支の均衡と持続可能な財政運営の枠組みの早期構築を図ることでございます。具体の取り組みで申し上げます。補助金等の見直しなど、施策・事業の抜本的改革と経営の効率化を図ってまいります。また、病院事業への地方公営企業法の全部適用の取り組みや下水道事業への地方公営企業法の全部適用など、公営企業の経営改善を進めてまいります。また、ご議論いただいております政令指定都市に向けまして、区役所行政を展望した支所機能の強化と支所におけます地域に密着した行政の総合的推進を図ってまいるとともに、市の内部では人事委員会や消防局の設置についての取り組みも進めてまいります。

加えて、活力のあるまちづくりのための政策の枠組みについては、計画の策定時、その時点の項目に対して持続可能な都市の形成、二つ目には民間、市民、地域の活力の導入、三つ目には政令指定都市実現に向けた政策展開のこうした点を反映をさせまして、具体の取り組み項目を追加拡充をしたところでございます。

以上の行財政改革計画の改定を踏まえまして、平成18年度までの財政収支の見込みについて推計を行いました。推計の結果は、改定素案、ちょっと本文の方の14ページをお開きいただきとうございます。こちらの方に示しております。これまでの行財政改革の成果ですね、先ほど申し上げた1年間あるいはそれ以前からの成果及び15ページに参考としてお示しをさせていただいております今後の行財政改革の取り組みによる財政健全化見込み額も織り込みました。そうした結果、各年度とも16年度、17年度、18年度とも収支は均衡できると、こういう見通しを持つことができるところまで来ました。

最後に、以上のとおり、この改定素案は、昨年策定をいたしました行財政改革計画のこの1年間の成果を踏まえまして、加えまして新たな視点や発想のもとに、現計画の項目を追加拡充するものでございまして、これらの項目について全庁一丸となって真摯に取り組むことによりまして、平成18年度までに財政健全化のめどをつけるとともに、活力のあるまちづくりを推進をいたしまして、堺市の将来について明るい展望を開くことができる、そういうことに資することができるかと確信をいたしております。

簡単でございますが、今回の行革改定素案についての視点並びにその視点に基づく取り組みの概要についてご説明をさせていただきました。以上でございます。

○米原会長　ありがとうございました。

○吉田事務局長　一応行財政改革につきましての説明は以上でございますんですが、引き続きまして、堺市の財政につきましての説明を田中財政局長の方からさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○田中堺市財政局長　それでは、続きまして関係資料の4、堺市財政収支の10カ年試算の説明を行わせていただきます。

資料の4を見ていただければと思いますが、堺市財政収支の10カ年試算の説明でございます。この試算は、今回、今、高橋局長の方からご説明を申し上げました行財政改革の改定を機に、当計画を踏まえる中で、平成17年度から26年度までの財政収支についての試算を行ったところであります。基本的な考え方といたしましては、現行制度に基づきまして、過去の実績や最近の傾向などを勘案して行ったものでございます。

下のところに少し説明ということで、歳入歳出の説明を書かせていただいておりますが、簡単に説明をさせていただきますと、まず歳入におきましては、市税は平成17年度までの減少傾向から、平成20年度から21年度と減少傾向に歯どめがかかりまして、平成22年度以降は増加傾向に転じる見込みとしてございます。

それから、地方税は市税等のこうした増減を反映させ、また、地方債は歳出の増減に連動をさせております。そのほか、歳出に連動するもの以外につきましては、現在、作業中の平成16年度当初予算ベースから試算を行っております。

それから歳出の方であります。人件費は行財政改革計画に沿いまして、定員管理の適正化や給与制度改革を実施するものとして試算をしております。それから扶助費は過去の実績等を参考に、また公債費は今後の発行予定を加えて見込んでございます。それから、普通建設事業につきましては、平成15年度の事業規模を参考に、既に着手済みや今後予定される規模の大きい事業を増減させることによりまして、各年度の推計をいたしております。そのほか、物件費や繰出金などですが、平成16年度当初予算ベースや、ここ数年の傾向及び今後の計画を勘案して見込んだところでございます。

その結果、一番下の説明の4のところに総括的なことを書かせていただいておりますが、単年度収支は行財政改革の断行により、平成17年度から18年度には均衡し、平成19年度以降は黒字基調を確保できる見通しとなっております。また、各年度のこうした黒の累積しましても、10年後には54億円程度の黒字となるという見込みとなっております。これが説明でございます。

それで、恐縮ですが、よろしければ、先ほど、いろいろなご質問も出ておりましたので、一括してご説明させていただきたいと思っております。

米谷委員の方から何点かございましたが、まず、ここに示しておりますこの堺市の状況と美原町さんがお示しの収支を単純に合計すれば、収支で△の76億円となるのに、どうしてトータルで45億ということになるのかというご質問でございますが、委員もお話にありましたように、合併によるプラス要因というのが当然ございます。まず、歳入では、合併市町村への国の支援措置として地方交付税の加算があるというプラス要素がございます。それから、歳出の面では、重複する部門等での人員の減や、一体的な事務事業の執行によりますコストの軽減ということから、スケールメリットが出るということで、これも削減効果が働くということから、こうした歳入歳出のプラス要素ということを加味した結果、トータルとし

ては45億円の黒字という格好になってございます。

それから、新市財政計画も年次別に示すべきではないかというお話でございますが、これはパブリックコメントのところでも回答を申し上げておりますが、872億円に及びますまちづくり計画の各事業をどの年度にどのようにしていくのかということの、なかなか確定ができないというようなことがございますので、まちづくり計画の各事業ごとのそれができないという中で年度ごとの試算を行うということは、大変不確定な要素も多いということも考えておりますので、10年間のトータルということでこの作業をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただければと思います。詳しくはパブリックコメントのところの回答に明確に書かせていただいております。

それから、財源内訳、872億の財源内訳はどうかというご質問がございました。この872億円につきましては、下水道を初めとする、いわゆる企業会計の分も含んでおりますが、トータルでご説明いたしますと、国・府の補助金で114億円、それから地方債では549億円、この549億円の中では、合併特例債250億円を含んでおります。その他の財源で15億円、一般財源が194億円というような内訳となっております。

それから、地方税のことについて、地方税改正をめぐる国の動きというようなことに関連してご質問がございました。恐らく三位一体改革の中で、所得税から個人市民税へ税源移譲すると。その際には、市町村民税の税率を一律一定割合にしようと。今は3%、8%、10%というような格好になっておりますが、これを一律にしようというような動きを指しているのかわかと思いますが、このことにつきましては、具体的な内容、時期等あるいはまた国としての決定も見ておらない、そういう状況でございますので、我々も新聞報道等で承知しているということでございます。

それから、合併特例債。このまちづくり計画を進めるにあたっては、新市において250億円起こすわけでありましたが、それ大丈夫かというようなお話がございましたので、そのことについてご説明をさせていただきます。

これも、先ほども少し話出ておりましたが、10年間にわたって、これを地方債を起こしていくわけでございますから、将来、そしたら何%で借り入れるんだというようなことになってくるわけでありましたが、私ども今、機械的なこととして3%で借り入れると、それから、これはだから平成17年においてもそうだし、平成26年においてもそうだというふうな前提を置かせていただいております。

それから返すのは、これは委員もおっしゃられましたように、20年間で返していくというような前提であります。そうしますと、250億円を借りた場合のトータルでの利子は約70億円というふうに我々計算をしております。したがって、元金及び利子で320億円を返さなければいけないということになろうかと思います。

それから、先ほど内原助役からの方も、70%の交付税措置というのは、これは信じてい

るというご答弁もさせていただきましたように、私どもはそれらもされるという前提で、したがって、残りは30%ということになりますから、320億円の30%、これも話を簡単にするために、約100億円ということにさせていただきたいと思います。320億円の30%ですので、約100億円ということ平成17年から、おっしゃられるように、一番最後の平成26年に起こしますので、平成45年になるんでしょうか、そこまでの間、約30年間にわたって返していくということになろうかと思いますが、したがって、単純な話としましては、単年度3億3,000万、ただ、これは少しピークというところも出てくるかと思いますが、今ちょっと手元にはございませんが、ピークとしても6億程度だろうというふうに思います。30年の平均としては3.3億ぐらい、ピークとしても6億程度だろうというふうに思っております。

それで、堺市の、そして今、公債費ということで過去の借金の支払いは幾らぐらいかということにつきましては、資料の4で私ご説明をさせていただきました公債費のところを見ていただけるとありがたいのでございますが、各年度約300億円、堺市は、この平成17年から26年に、合併しないという前提の中での推計でも借金の返済をしている団体だということですから、そういうことからしますと、300億円程度の中の3億ということですから、1%程度ふえる。ピークとしてもせいぜい2%ふえるというような、こういうイメージを一定の前提を置く中では我々持つておるということでございます。以上でございます。

○米原会長 ありがとうございます。大体これでよろしゅうございましょうか。

○米谷委員 今、財政の方から詳しいあれがあったんですけども。前回もこれ申し上げたんですけどね、住民の人にわかりやすい資料を出すということでね、年次計画は出ないということでございますけども、先ほど中尾委員も言われましたけども、一定の条件ということにすれば、例えばこれの10年間の年次ごとの出ない理由というのは、市町村計画の事業が、どう事業を割り当てるかわからないからということになっておりました。この条件を毎年平均ということで均等とすれば簡単に出るんじゃないだろうか、そういう条件をつけて、この資料、年次の資料を出していただいて、合併の是非を住民の人が判断できる資料として出していきたい。このことを要望をいたします。

それから、先ほど借金の分については、堺市にはわずかじゃないかということであるんですけども、逆にこの資料を見て、300億円と借り入れたらすごいなと、美原町の財政の3倍の借入金を返しておられるんだなと、ある面、そういうことは美原町の住民としては思うわけであります。できたら、これらについても、住民の人に、今は口頭で聞いて、私も控えましたけども、住民の人にわかりやすく、こうなりますよという説明もぜひしていただきたいということをお願い申し上げます。

○米原会長 ありがとうございます。以上で財政に関するご説明を終わりました、次に、報

告第12号の「堺市・美原町合併協議会幹事会設置規程の一部を改正する規程」について、事務局から説明をしていただきます。事務局の方、どうかよろしくお願いします。

○吉田事務局長 それでは、今、議長から出ました報告第12号の部分でございますが、ご説明をさせていただきます。

堺市・美原町合併協議会幹事会設置規程の一部を改正する規程ということでございまして、資料の3番をごらんいただきたいと思います。議案書の赤のインデックス3で記している資料でございます。右肩に報告第12号と書かせていただいております。

当合併協議会規約第12条の規定によりまして、両市町の職員からなります幹事会を置いてございます。協議会への提案事項の協議調整を行っているわけでございますが、このたび、美原町の人事異動がございましたので、それに伴いまして、お示ししているとおり幹事会設置規程の一部改正をさせていただくということでございます。以上でございます。

○米原会長 どうもありがとうございました。以上で本日の会議の説明を終わります。

以上で予定しておりました案件について、すべて終了いたしました。この際、最後に何かご発言があれば、一、二お聞きしてもよろしいと思っております。

（「なし」という声あり）

ないということでございますので、次回につきまして、ちょっと申しておきますと、2月18日水曜日午後1時から美原町立中央公民館で第9回目の協議会を開催させていただく予定にしておりますので、委員の皆様方におかれましては、また、大変ご多忙中とは思いますが、ぜひご出席くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

これをもちまして第8回合併協議会を閉会させていただきます。本日も活発なご議論をたくさん出していただきましてありがとうございました。

○午後3時24分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成 年 月 日

会 長 米 原 淳七郎

署名委員 高 岸 利 之

署名委員 筒 居 修 三